
会社法施行の中小企業に与える影響に係る 実態調査 結果概要

平成19年5月

中小企業庁 事業環境部 財務課

調査の目的等

調査の目的

- 本調査は、平成18年5月1日より施行された会社法を踏まえ、中小企業における会社法の活用状況について実態把握・分析を行うとともに、中小企業による会社法の活用を促進する方策を検討することを目的としている。

調査方法

- 本調査は、みずほ総合研究所株式会社への委託調査として実施された。調査方法としては、文献・資料収集、中小企業へのアンケート、有識者(公認会計士、税理士等)及び中小企業へのヒアリングを実施した。なお、本資料ではアンケート調査結果を中心に説明する。

◆ アンケート

- ≫ 対象 : 全国の中小企業20,000社(株式会社又は特例有限会社、第一次産業を除く)
- ≫ 調査方法 : 郵送配布、郵送回収
- ≫ 有効回答数 : 3,997社(有効回答率20.0%)
- ≫ 調査期間 : 平成18年8月16日(水)～8月31日(木)

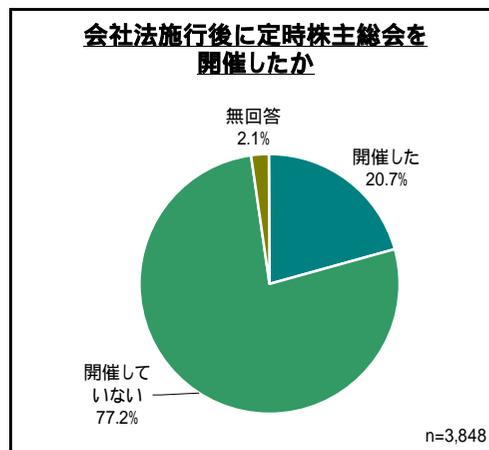
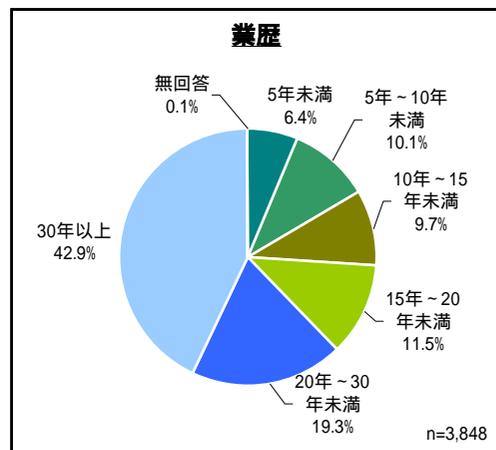
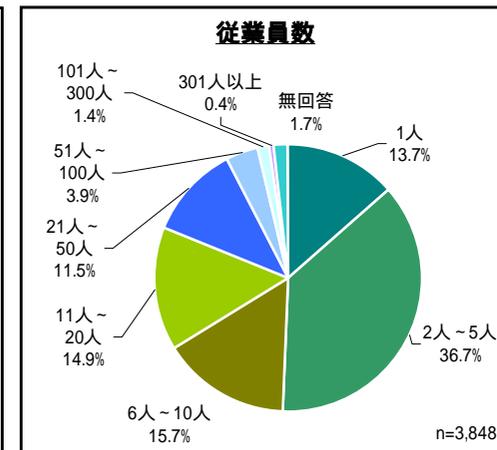
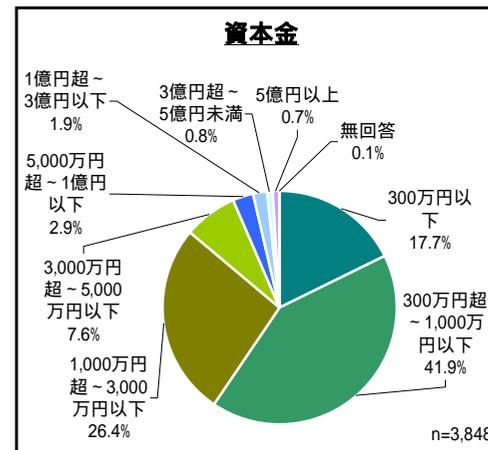
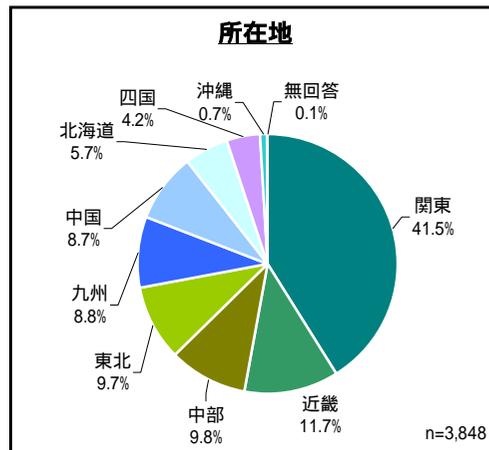
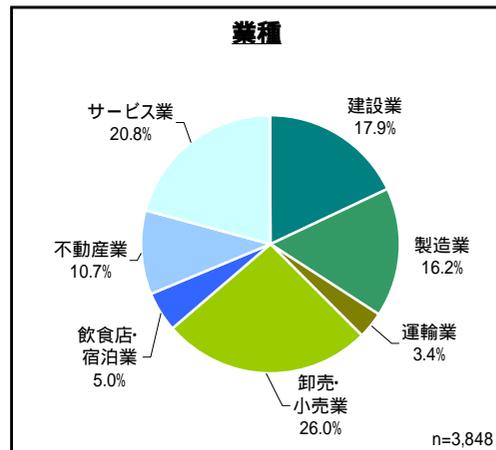
本調査においては、業種及び税引前当期純利益についてウェイトバック集計(回収された標本を母集団の構成にあわせて集計する方法)を行った。業種及び税引前当期純利益が無回答の企業は集計対象外となるため、ウェイトバック後のサンプル数は3,848社となる。

◆ ヒアリング

- ≫ 対象 : 有識者(公認会計士・税理士・司法書士・大学教授)9名、中小企業10社

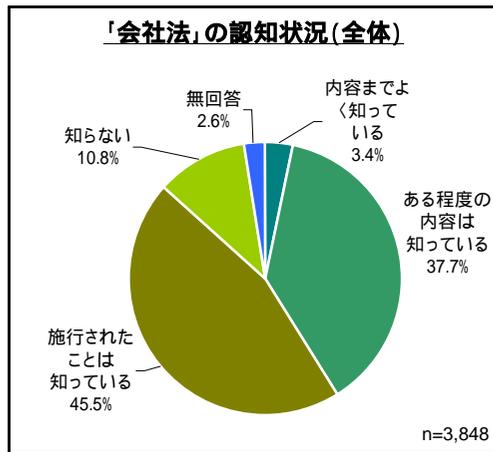
2.調査結果 ~企業属性~

アンケート回答企業の主な属性

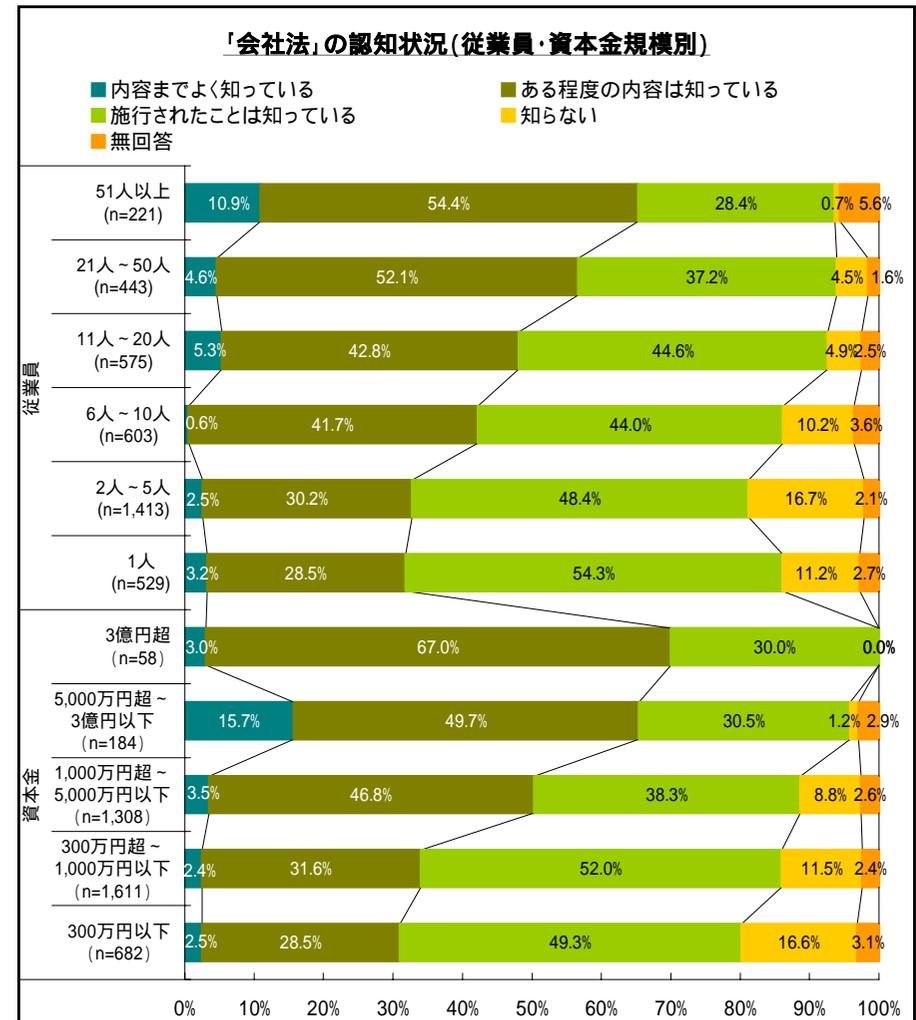


- 回答企業の業種は、「卸売・小売業(26.0%)」、「サービス業(20.8%)」等の比率が高い。
- 事業所の所在地では、「関東」が41.5%と圧倒的に多く、次いで「近畿(11.7%)」、「中部(9.8%)」、「東北(9.7%)」等。
- 資本金では、5,000万円以下の企業の比率が全体の93.6%。
- 従業員数(役員除く)では、50人以下の企業の比率が全体の92.5%。
- 業歴では、「30年以上」の企業が42.9%と最も多い。
- 会社法施行後(平成18年5月以降)の定時株主総会の開催有無については、調査時点が平成18年8月と会社法施行後間もないこともあり、「開催した」企業が20.7%にとどまっている。

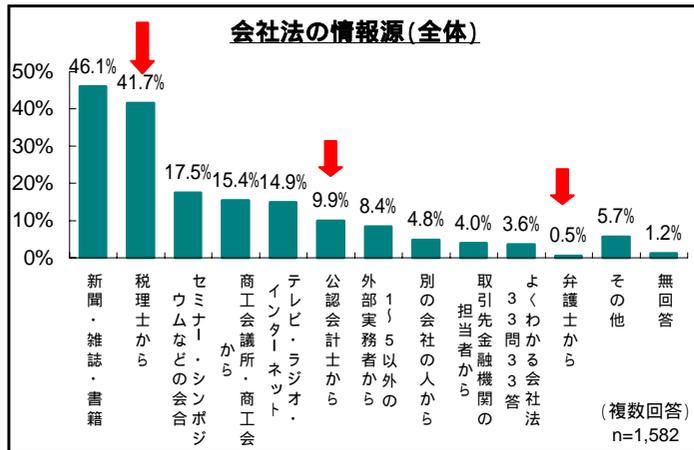
会社法の認知状況



- 会社法施行について、何らかの形で認知している比率は86.6%。施行について「知らない」と回答した企業は10.8%。(グラフ左上)
- ただし、認知している企業のなかでも、内容について一定程度まで認知している割合は41.1%にとどまる(「内容までよく知っている(3.4%)」+「ある程度の内容は知っている(37.7%)」)。
- 従業員規模別・資本金規模別(グラフ右)に見ると、ともに規模が大きい企業の方が会社法の内容について一定程度認知している比率が高い。
- アンケートの実施時期(平成18年8月)は、会社法施行後間もない時期だったこともあり(施行は平成18年5月)、会社法施行自体については知っているものの、内容については一定程度の理解にとどまっている中小企業が多いと考えられる。

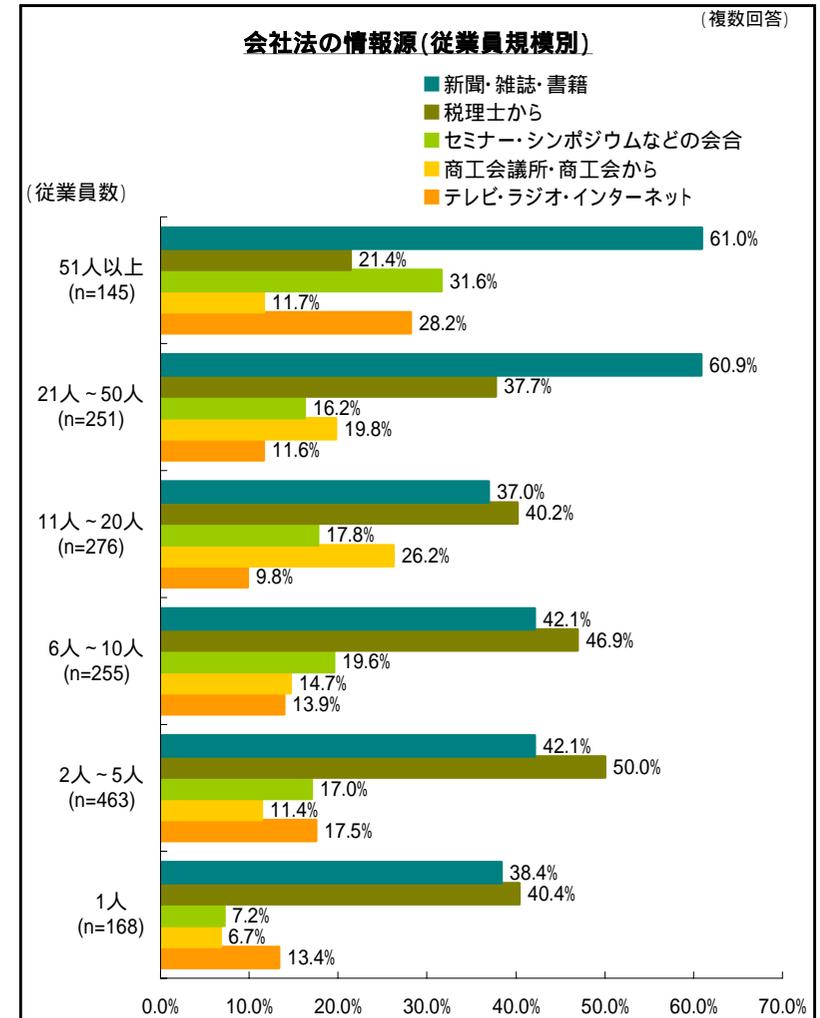


2.調査結果 ～認知度全般～ 会社法の情報源



- 1～5の選択肢
 1.取引先金融機関の担当者から
 2.税理士から
 3.公認会計士から
 4.弁護士から
 5.商工会議所・商工会から

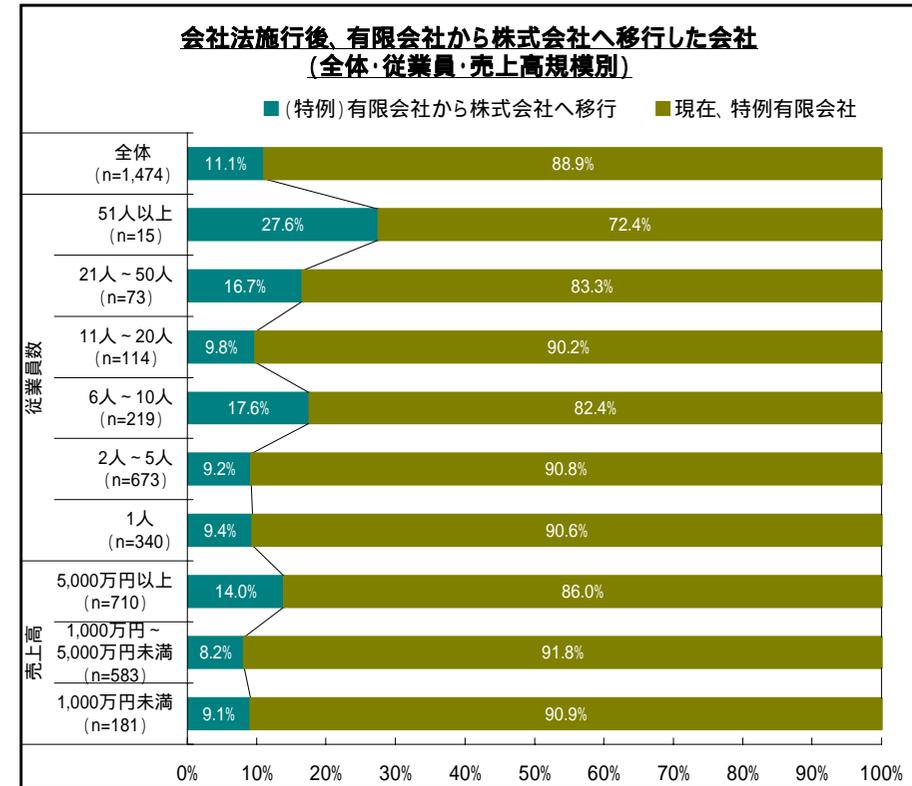
- 会社法の内容を知っていると回答した企業の情報源(グラフ左上)については、「新聞・雑誌・書籍(46.1%)」、「税理士から(41.7%)」の比率が高い。
- 外部専門家については、「税理士(41.7%)」の比率に比べて、「公認会計士(9.9%)」、「弁護士(0.5%)」の比率が低い。また、「取引先金融機関の担当者」との回答は4.0%。
- このほかの情報源としては、「セミナー・シンポジウムなどの会合(17.5%)」、「商工会議所・商工会から(15.4%)」等。
- 従業員規模別に見ると(グラフ右)、「税理士から」と回答した企業は規模が小さくなるほど比率が高くなる傾向があり、20人以下の企業では情報源の中で最大の比率となっている。小規模な企業ほど情報源としての顧問税理士の重要性が増加することがうかがえる。
- 「商工会議所・商工会から」と回答した企業は、「11～20人」の企業の比率が最も高い。
- 「新聞・雑誌・書籍」については、「51人以上(61.0%)」及び「21～50人以上(60.9%)」の比率が高い。



2.調査結果 ~ 有限会社について ~

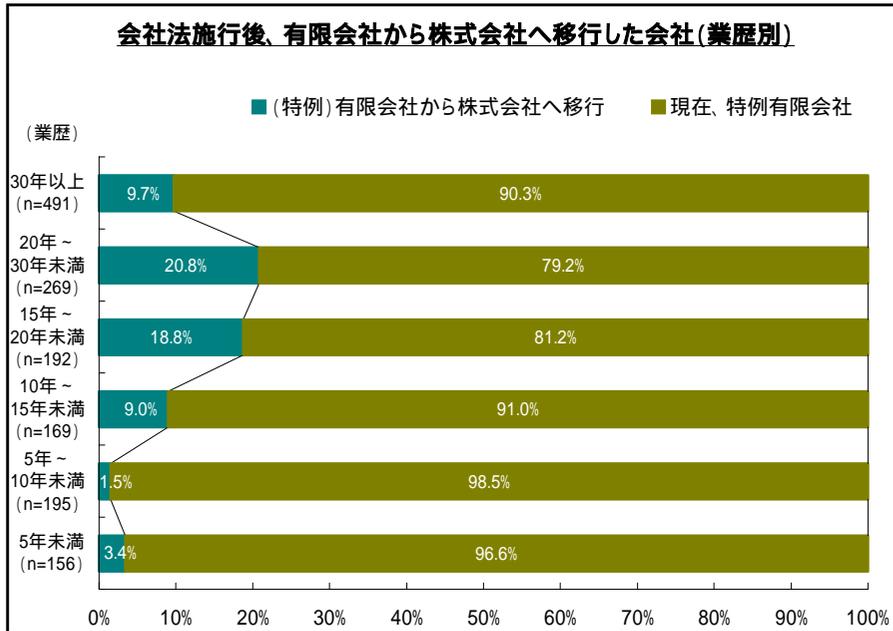
有限会社から株式会社へ移行した会社

現在の企業形態と会社法施行前の企業形態														
施行後	株式譲渡制限会社 52.5%						株式会社(株式譲渡制限会社以外) 11.9%						特例有限会社 34.0%	無回答 1.6%
施行前	(譲渡制限あり) 株式会社	(譲渡制限なし) 株式会社	有限会社	合名会社または 合資会社	個人事業主	(会社法施行後に設立など) その他	(譲渡制限あり) 株式会社	(譲渡制限なし) 株式会社	有限会社	合名会社または 合資会社	個人事業主	(会社法施行後に設立など) その他	有限会社	無回答
	47.0%	2.2%	3.0%	0.0%	0.3%	0.0%	1.4%	8.9%	1.3%	0.1%	0.2%	0.0%	34.0%	1.6%

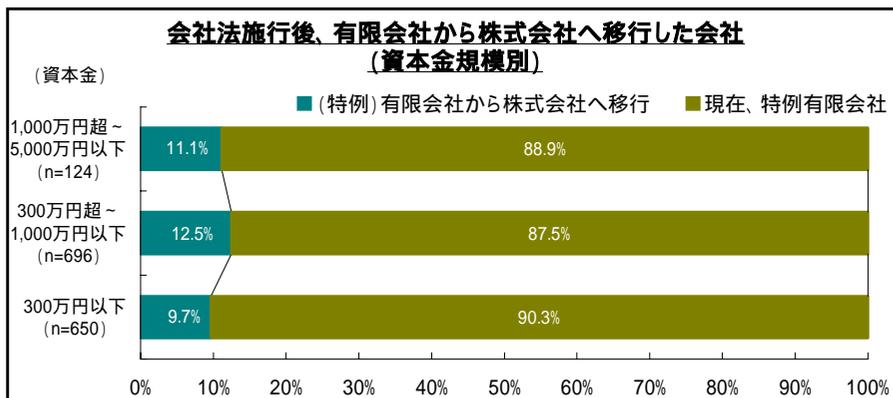


- 会社法施行前と施行後の企業形態について、会社法施行前に有限会社であった企業は全体の38.3%(左表)。
- 会社法施行前に有限会社であった企業に限定した場合、会社法施行後に株式会社へ移行した比率は11.1%(グラフ右)。
- 従業員規模別に見ると、51人以上の企業で27.6%と比率が高い。また、売上高5,000万円以上の会社で移行する比率が高く、中小企業の中でも比較的規模の大きい企業が株式会社へ移行したことがわかる。

有限会社から株式会社へ移行した会社

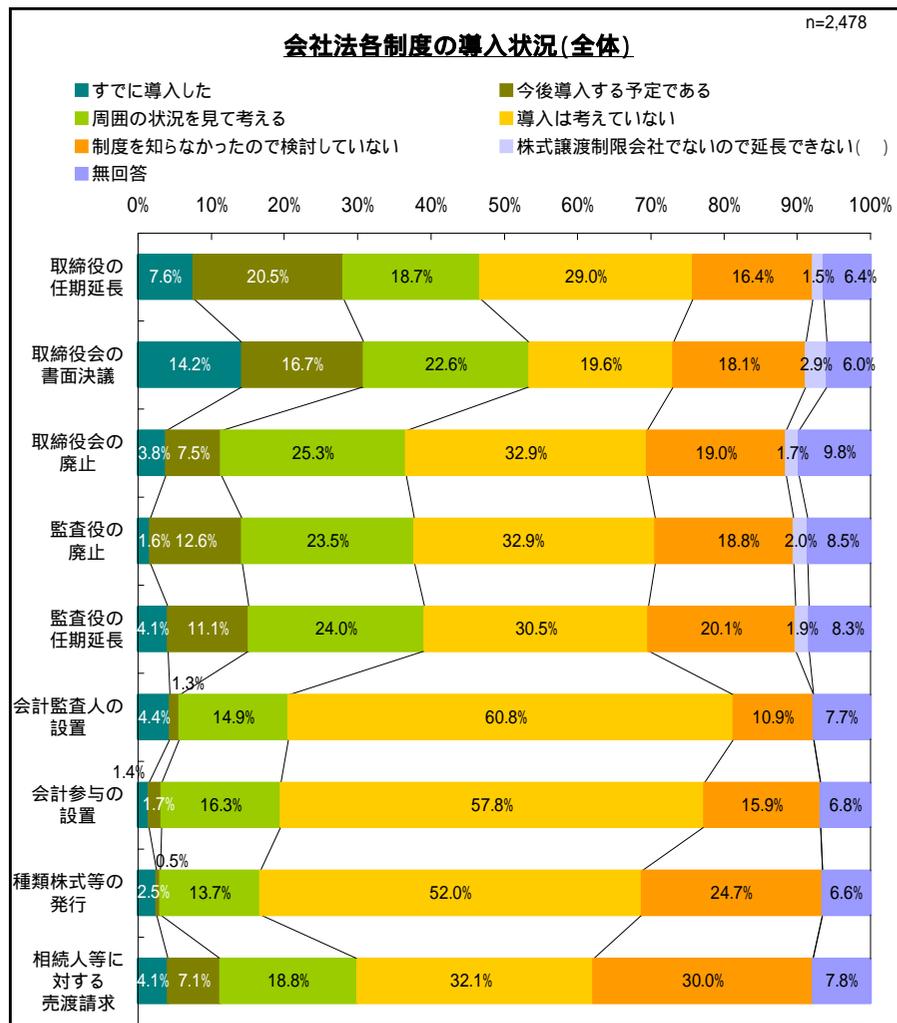


- 業歴別に見ると(グラフ上)、15年以上30年未満の企業の移行比率が高い(「15年～20年未満(18.8%)」、「20年～30年未満(20.8%)」)。
- 一方で、業歴30年以上の企業の移行比率は9.7%と、15年以上30年未満の企業に比べ低くなる。これは、30年以上の長期にわたり経営を継続させてきた企業の場合、若い企業に比べ取引先や金融機関等と安定的な関係を構築しているため、移行の必要性を感じていない企業が多いこと等が背景にあると考えられる。



- 資本金規模別に見ると(グラフ下)、「300万円以下」の企業が9.7%、「300万円超～1,000万円以下」の企業が12.5%となっている。これらの企業の中には、会社法施行まで最低資本金規制により株式会社化が妨げられていたケースも考えられる。
- 一方で、資本金1,000万円超の企業でも11.1%が移行しており、最低資本金規制のみが株式会社への移行の妨げとなっていたわけでもないことがうかがえる。

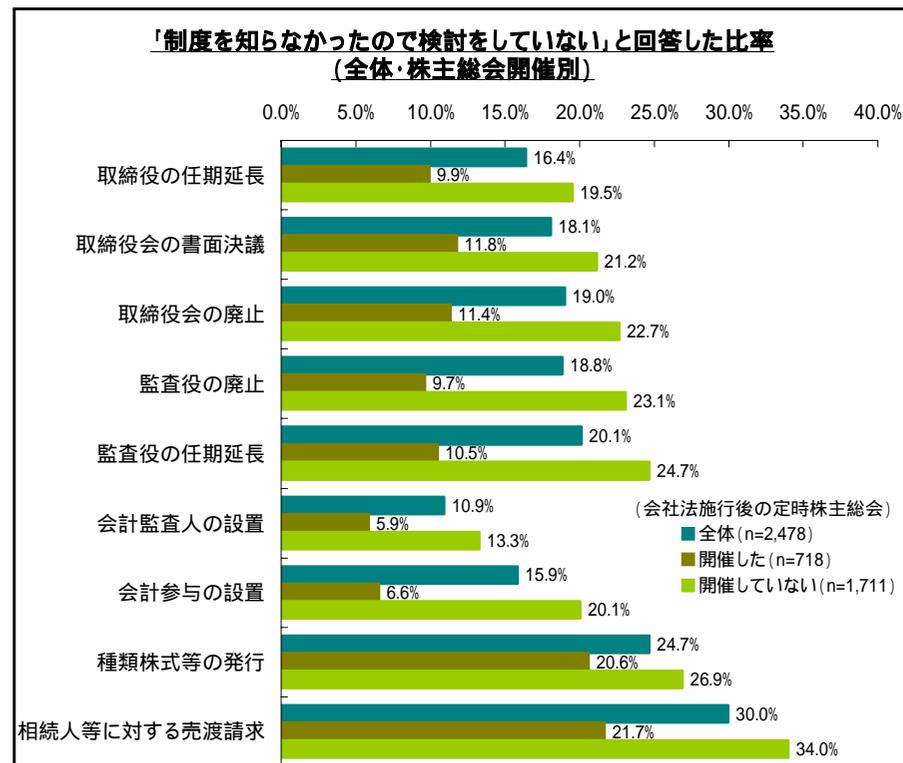
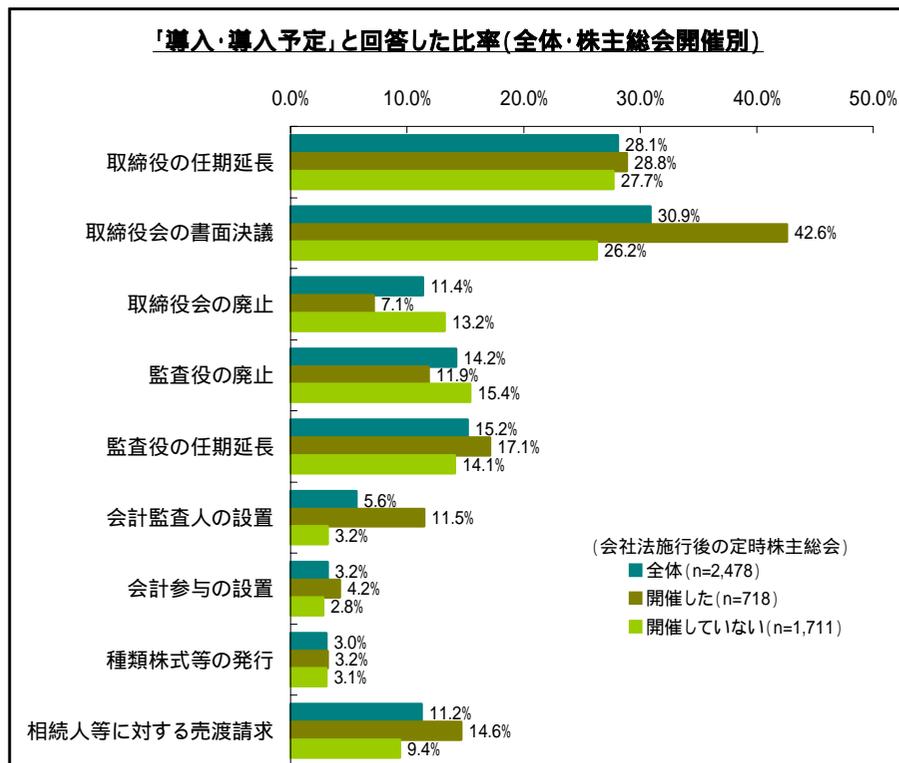
各制度の認知・導入状況 概要



取締役会の書面決議について、調査票の選択肢は「取締役会がない」となる。

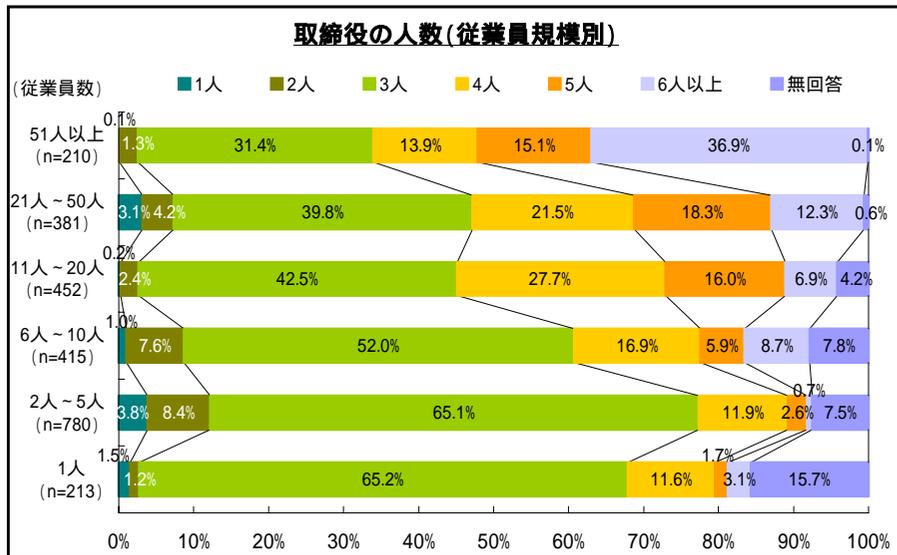
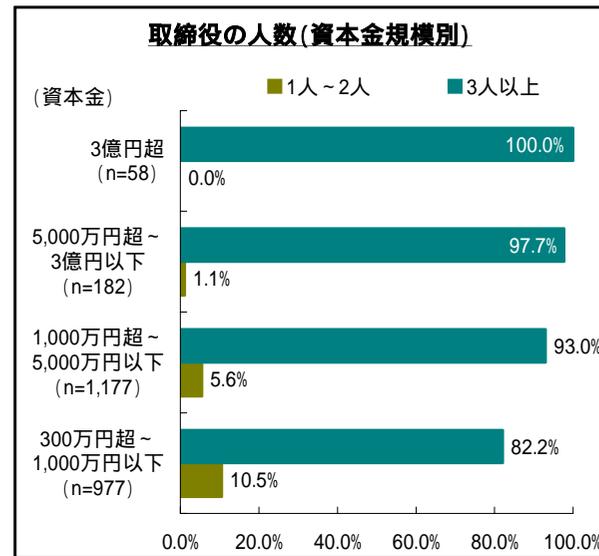
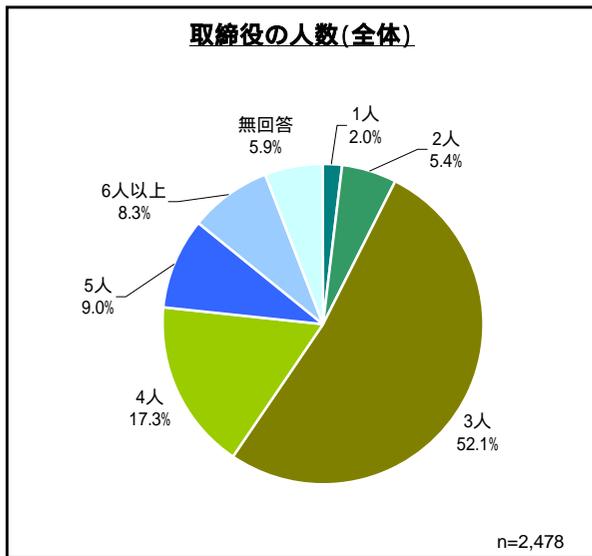
- 本アンケート調査では、会社法の各制度のうち、特に中小企業にとって影響が大きいと考えられる、「取締役の任期延長」、「取締役会の書面決議」、「取締役会の廃止」、「監査役の廃止」、「監査役の任期延長」、「会計監査人の設置」、「会計参与の設置」、「種類株式等の発行」、「相続人等に対する売渡請求」について、それぞれの導入状況を聞いた。
- 導入もしくは導入予定の比率が高いのは、「取締役会の書面決議」(30.9%)、「取締役の任期延長」(28.1%)であった。
- 一方で、導入もしくは導入予定の比率が低いのは、「種類株式等の発行」(3.0%)、「会計参与の設置」(3.1%)であった。
- また、「会計監査人の設置」については、「設置予定はない」と回答した比率が60.8%と他の制度に比べて最も高かった。

各制度の認知・導入状況 概要



- 各制度について「導入・導入予定」と回答した比率を、会社法施行後の定時株主総会の開催有無別で見ると(グラフ左)、総じて株主総会を開催した企業の方が導入意向が強い。また、各制度について「制度を知らなかったので検討していない」と回答した比率を定時株主総会の開催有無別で見ると(グラフ右)、株主総会を開催していない企業の方が比率が高い結果となった。このことから、株主総会の開催が会社法の認知・制度の導入に対する一つのきっかけとなることがわかる。なお、2ページにあるとおり、調査時点(平成18年8月)における定時株主総会の開催比率は20.7%であり、現時点(平成19年5月)の認知度や導入状況はより高くなっていると考えられる。
- 一方、株主総会開催企業において、各制度について認知していない企業の比率も一定程度あり、さらなる普及啓発が必要と考えられる。

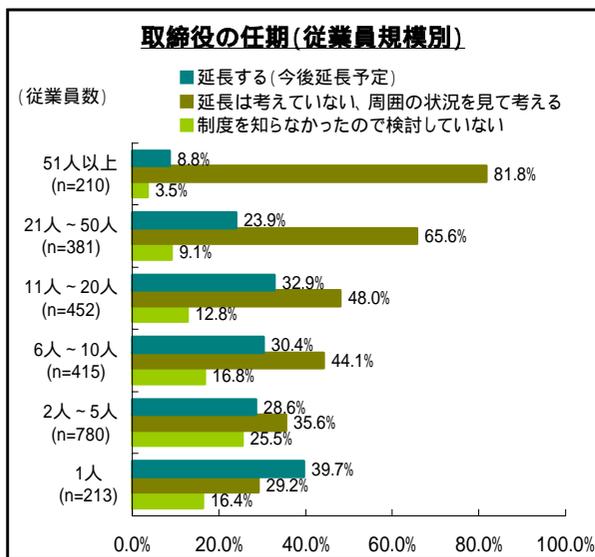
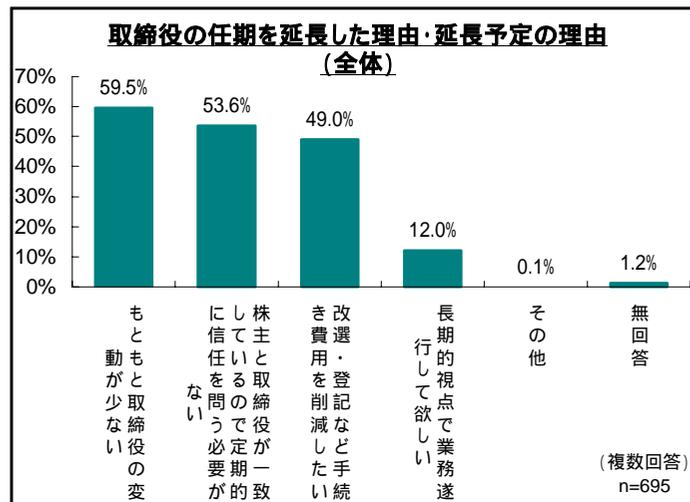
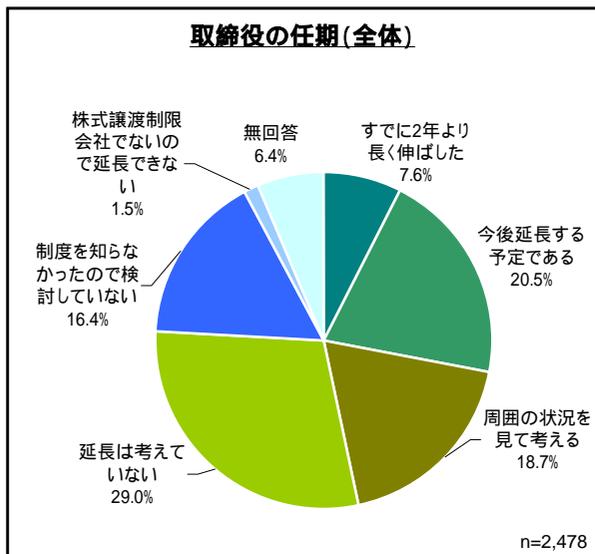
取締役の人数・任期延長



- 取締役の人数については(グラフ左上)、「3人」の企業が52.1%と約半数を占める。取締役4人以下の企業で全体の3/4程度。
- 従業員規模別にみると(グラフ左下)、規模が大きい企業ほど取締役4人以上の比率が高い。
- 取締役の人数を、「1人~2人」と「3人以上」に区分し、資本金規模別に見ると(グラフ右上)、取締役が「1人~2人」の会社は資本金規模が小さくなるにつれ比率が高くなる。規模の小さい会社では、会社法施行前の株式会社に要求されていた3人の取締役を必要としていない企業が比較的多いことがうかがえる。

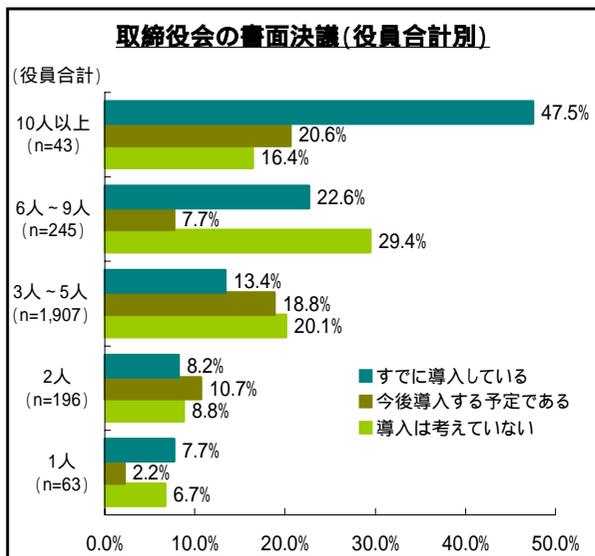
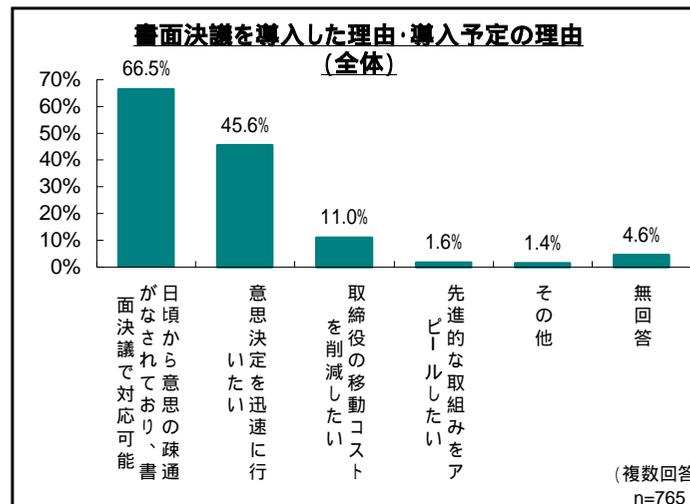
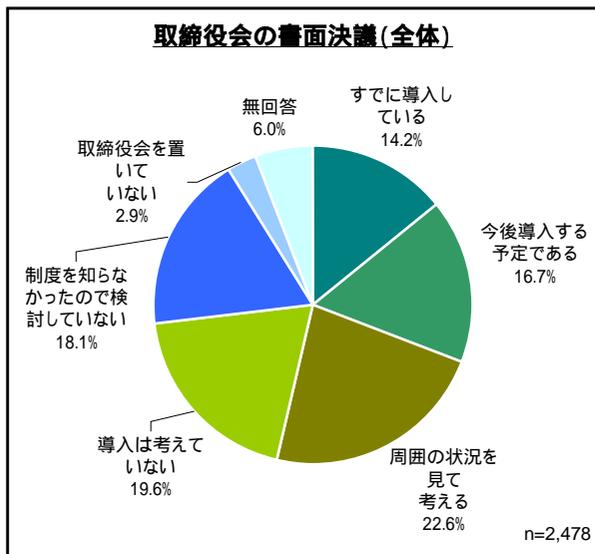
2.調査結果 ～各制度の認知・導入状況～

取締役の人数・任期延長



- 会社法施行により、株式譲渡制限会社では取締役の任期を10年まで延長できることになったが、延長済み(7.6%)・今後延長予定(20.5%)の企業は合計28.1%。一方、「延長は考えていない」と回答した企業は同程度の29.0%(グラフ左上)。
- 「周囲の状況を見て考える」とする企業は18.7%あり、今後延長する企業が増えることも想定される。また、「制度を知らなかったので検討していない」と回答した企業は16.4%。
- 従業員規模別では(グラフ左下)、規模の大きい企業が取締役の任期延長について慎重な回答をする比率が高い。規模の大きい企業は、非同族企業である比率が高く、定期的に取締役人事を見直す必要がある場合が比較的多いこと等が理由と考えられる。
- 一方で、規模の小さい企業は比較的に取締役の任期延長の導入意向が強いが、制度自体を知らないとの回答比率も高くなっている。
- 取締役の任期延長・延長予定の理由としては(グラフ右上)、「動もともと取締役の変動が少ない(59.5%)」、「株主と取締役が一致しているため定期的に信任を問う必要がない(53.6%)」といった改選の必要性の低さによるものや、「改選・登記など手続き費用を削減したい(49.0%)」といったコストに関する理由の比率が高い。

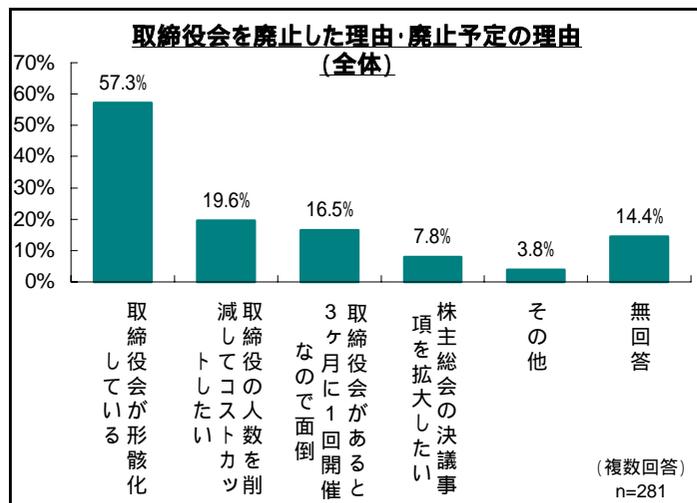
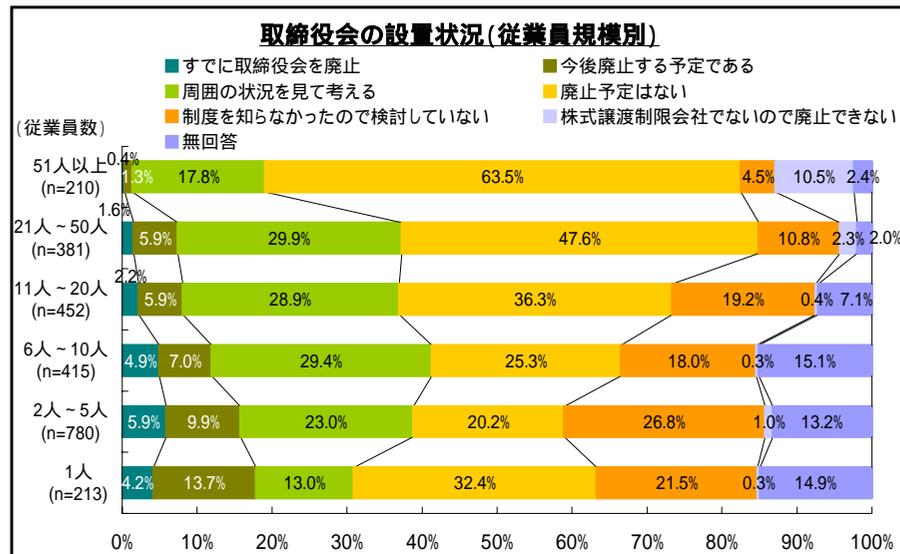
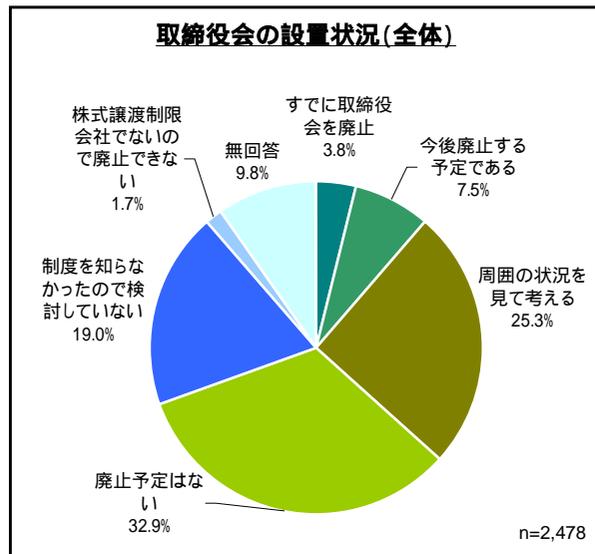
取締役会の書面決議



- 取締役会の書面決議の導入状況について(グラフ左上)、導入済み(14.2%)・今後導入予定(16.7%)の合計が30.9%であり、「導入は考えていない」の19.6%を上回る。
- さらに、「周囲の状況を見て考える」とする企業が22.6%あり、今後さらに導入する企業が増える可能性がある。また、「制度を知らなかったため検討していない」企業は18.1%。
- 役員合計別に見ると(グラフ左下)、導入済みの企業は、役員数が多いほど比率が高い傾向がある。
- 書面決議を導入した理由(導入を予定している理由)については(グラフ右上)、「日頃から意思の疎通がなされており、書面決議で対応可能(66.5%)」の比率が最も高く、次いで、「意思決定を迅速に行いたい(45.6%)」の比率が高くなっている。

2.調査結果 ～各制度の認知・導入状況～

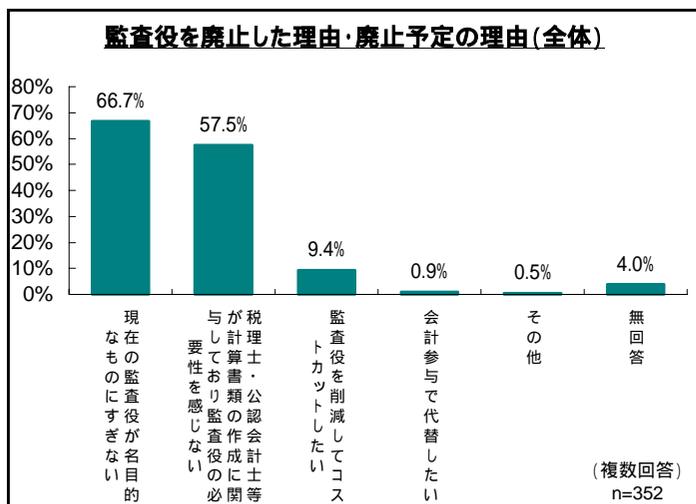
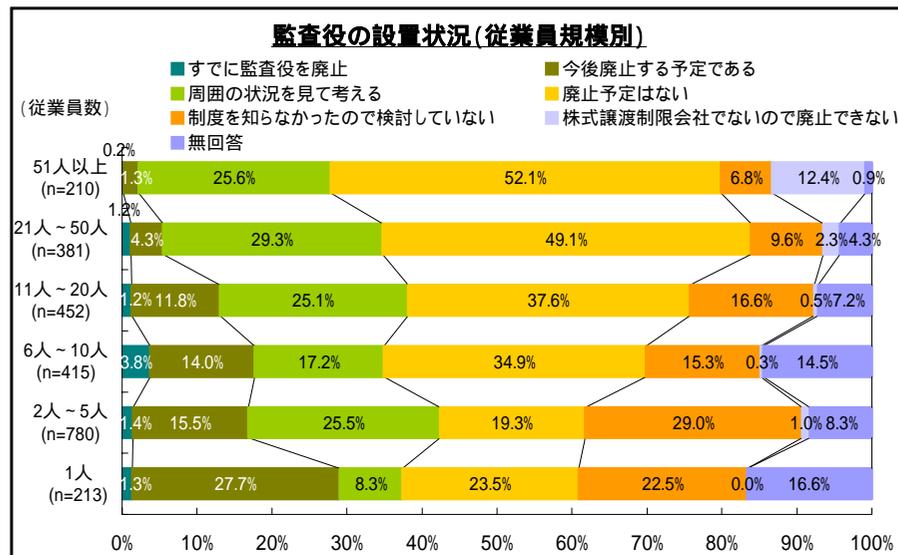
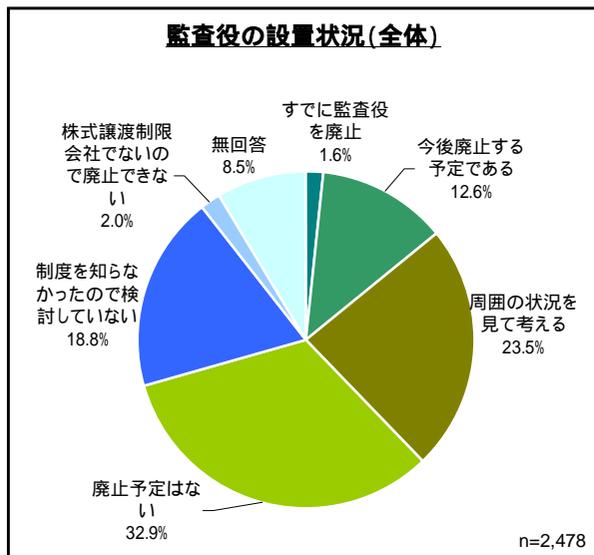
取締役会の設置・非設置



- 取締役会の設置状況について(グラフ左上)、**廃止済み(3.8%)・今後廃止予定(7.5%)を合わせると11.3%**。一方、「廃止予定はない」と回答した企業は32.9%。
- 「周囲の状況を見て考える」とする企業は25.3%であり、様子見の企業が比較的多い。また、「制度を知らなかったため検討していない」企業は19.0%であった。
- 従業員規模別で見ると(グラフ右上)、**規模が小さい企業ほど廃止・廃止予定の比率が高い傾向がある。**
- 一方、「**今後廃止する予定はない**」と回答した比率は**51人以上の企業で圧倒的に高い。**
- 取締役会の廃止・廃止予定の理由については(グラフ左下)、「**取締役会が形骸化している(57.3%)**」の比率が突出して高い。次いで比率の高い回答としては、「**取締役の人数を削減してコストカットしたい(19.6%)**」「**取締役会があると3ヶ月に1度開催なので面倒(16.5%)**」等。

2.調査結果 ~ 各制度の認知・導入状況 ~

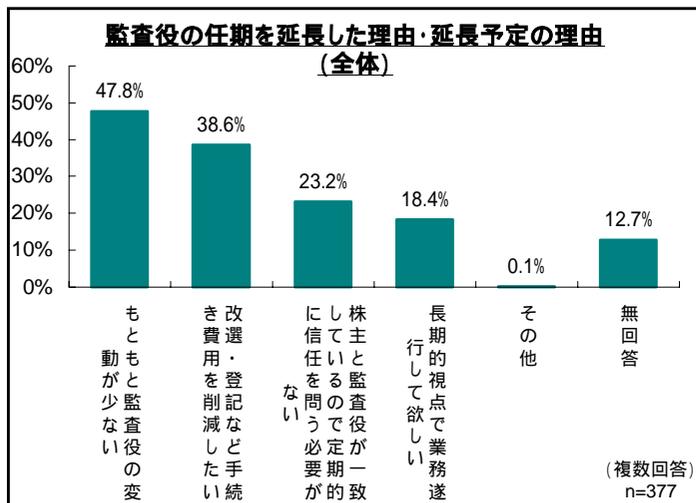
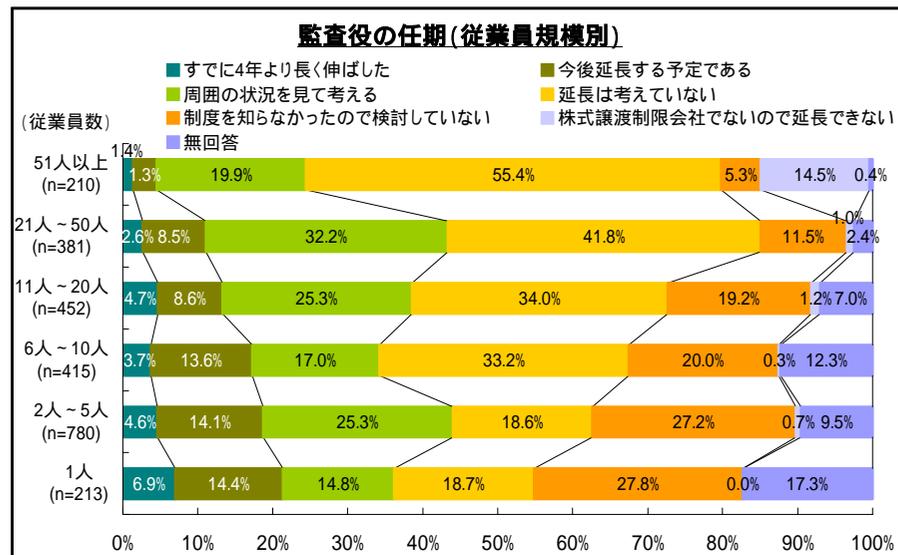
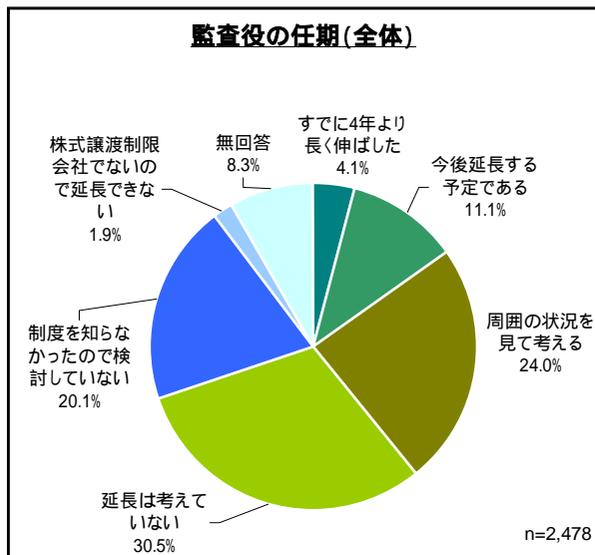
監査役を設置・非設置



- 監査役を設置状況について(グラフ左上)、**廃止済み(1.6%)・今後廃止予定(12.6%)を合わせると14.2%**。一方、「**廃止予定はない**」と回答した企業は**32.9%**。
- 「**周囲の状況を見て考える**」企業は**23.5%**、「**制度を知らなかったので検討していない**」企業は**18.8%**。
- 従業員規模別に見ると(グラフ右上)、**規模が小さい企業ほど監査役の廃止に対して積極的**。一方で、規模の大きい企業は「**廃止予定はない**」と回答する比率が高い。
- 監査役を廃止した理由(廃止予定の理由)は(グラフ左下)、「**現在の監査役が名目的なものに過ぎない(66.7%)**」、「**税理士・公認会計士等が計算書類の作成に必要を感じない(57.5%)**」とする比率が突出して高い。

2.調査結果 ~ 各制度の認知・導入状況 ~

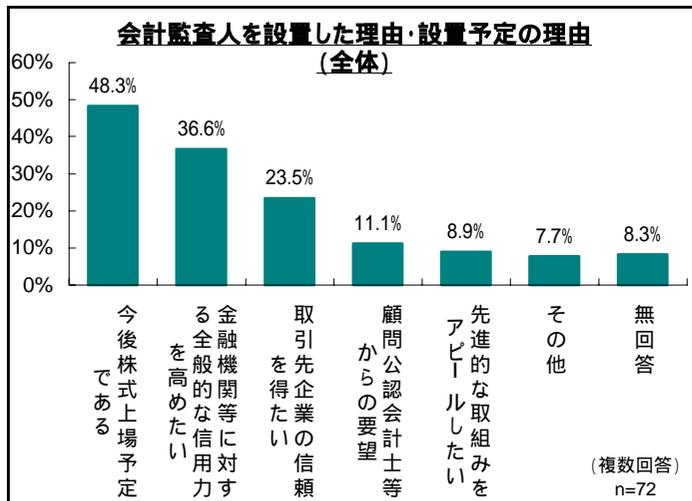
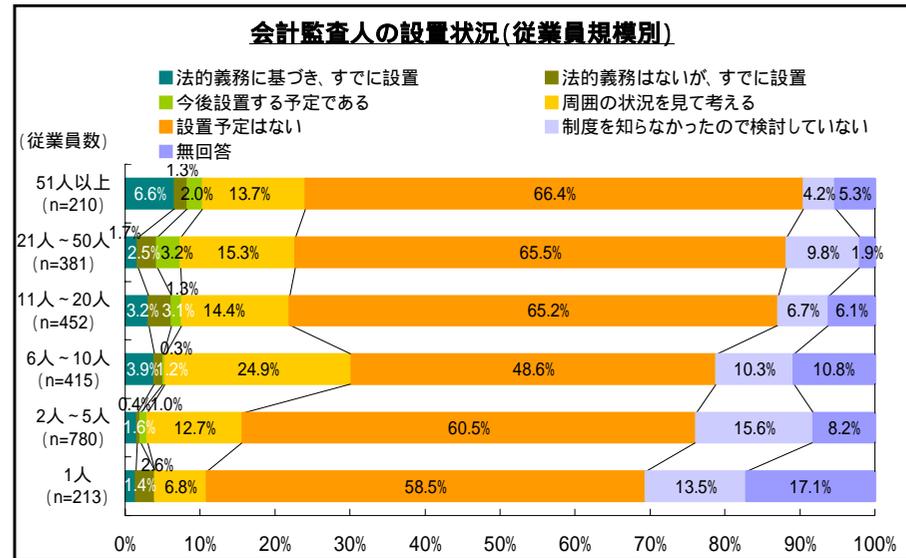
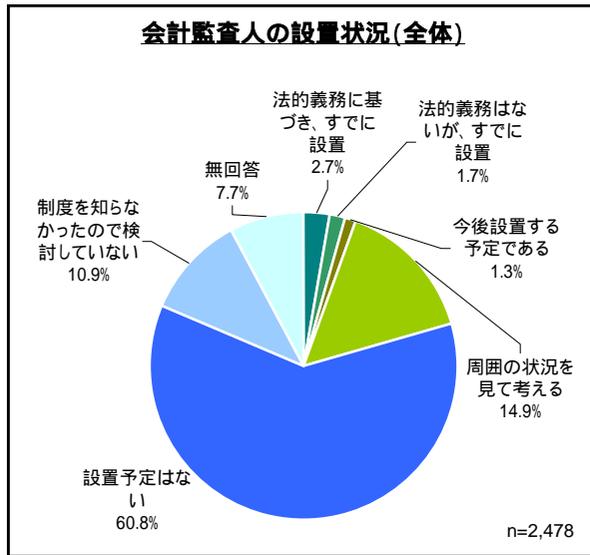
監査役の任期延長



- 監査役の任期について(グラフ左上)、延長済み(4.1%)・今後延長予定(11.1%)を合わせると15.2%。一方、「延長は考えていない」企業は30.5%。
- また、「周囲の状況を見て考える」企業が24.0%、「制度を知らなかったので検討していない」企業が20.1%。
- 従業員規模別で見ると(グラフ右上)、規模の小さい企業ほど任期延長に積極的。一方で、「延長は考えていない」と回答した比率は規模が大きい企業ほど高く、規模が大きい企業は定期的に監査役人事を見直したい意向が強いことがうかがわれる。
- 監査役の任期を延長した理由(延長予定の理由)は(グラフ左下)、回答比率の高い順に「もともと監査役の変動が少ない(47.8%)」「改選・登記など手続き費用を削減したい(38.6%)」等であり、現状に合わせた任期延長のほか、手続き面・コスト面も大きな理由となっている。

2.調査結果 ~ 各制度の認知・導入状況 ~

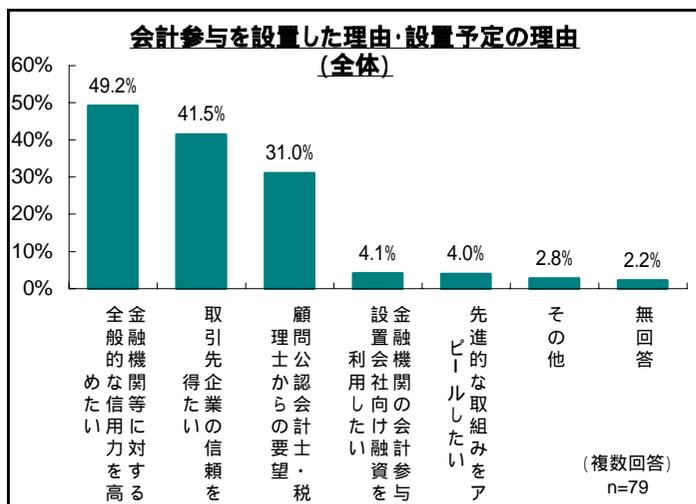
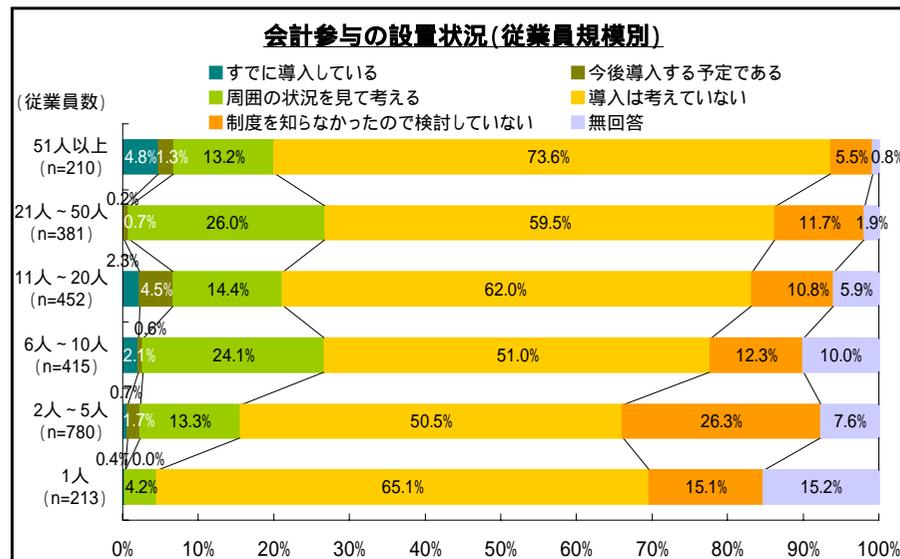
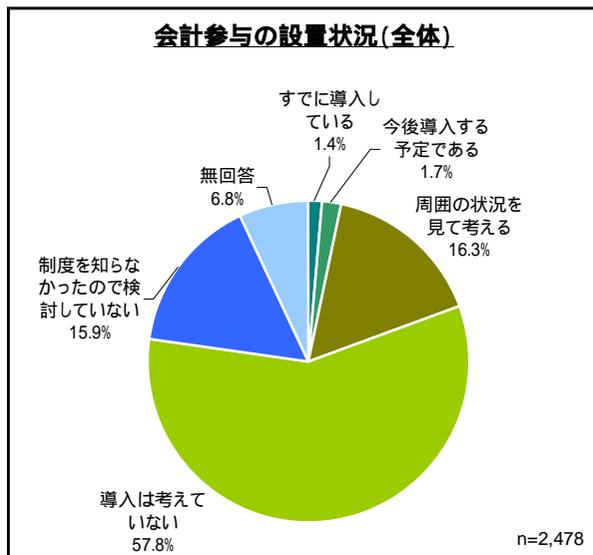
会計監査人の設置・非設置



- 会計監査人の設置状況について(グラフ左上)、法的義務により設置済み(2.7%)・法的義務はないが設置済み(1.7%)・今後設置予定(1.3%)をすべて合わせても5.7%。
- 一方、「設置予定はない」と回答する比率は60.8%となっており、多くの中小企業では会計監査人の設置意向がないことがうかがわれる。
- 「制度を知らなかったため検討していない」企業は10.9%と低く、制度自体の認知度は他の制度に比べて高い(7ページ参照)。
- 従業員規模別(グラフ右上)の導入意向等については、会社規模に関わらず意向が低い。
- 会計監査人を設置した理由(設置予定の理由)は(グラフ左下)、「今後株式上場予定である(48.3%)」とする比率が最も高く、次いで、「金融機関等に対する全般的な信用力を高めたい(36.6%)」、「取引先企業の信頼を得たい(23.5%)」とする比率が高い。このことから、会計監査人を設置する企業は、対外的な信用力の向上を大きなメリットと捉えていることがわかる。

2.調査結果 ~ 各制度の認知・導入状況 ~

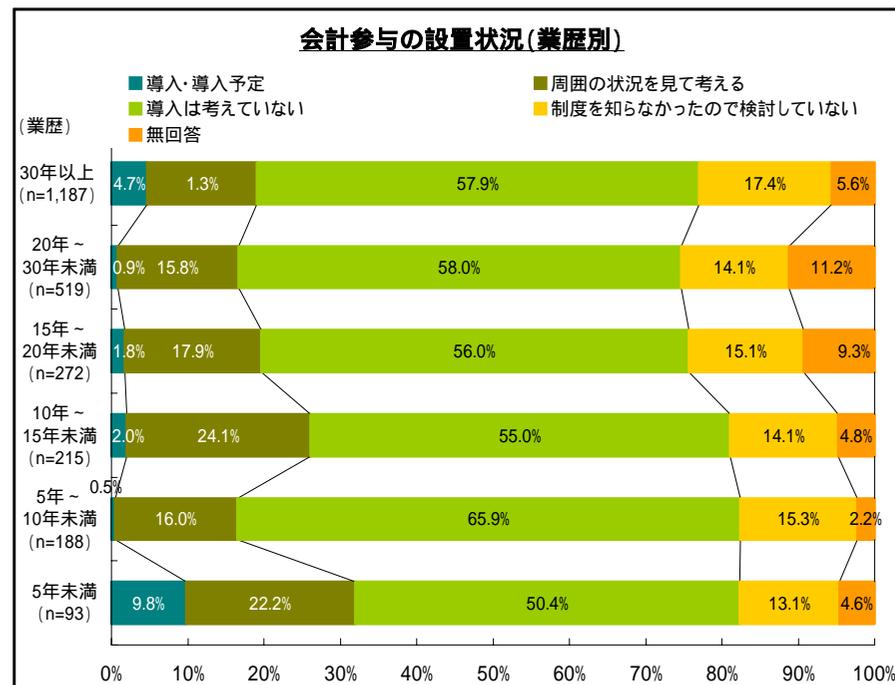
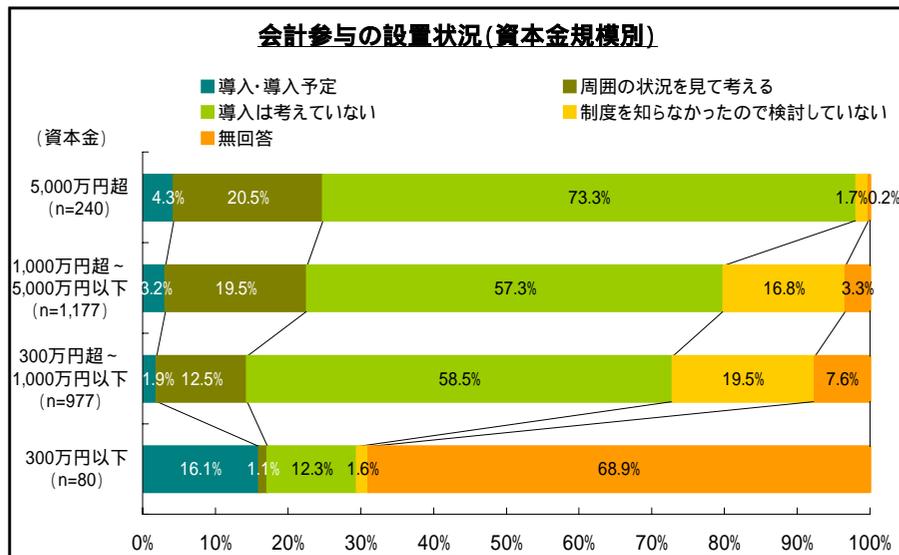
会計参与の設置・非設置



- 会計参与の設置状況について(グラフ左上)、設置済み(1.4%)・今後設置予定(1.7%)の合計は3.1%にとどまる一方、「導入は考えていない」企業の比率は57.8%に上り、中小企業にとって会計参与の設置意向は低いのが現状。
- 「周囲の状況を見て考える」企業の比率は16.3%、「制度を知らなかったため検討していない」企業の比率は15.9%。
- 従業員規模別では(グラフ右上)、51人以上の企業で導入済み比率が若干高い。
- 会計参与の設置・設置予定の理由は(グラフ左下)、「金融機関等に対する一般的な信用力を高めたい(49.2%)」、「取引先企業の信頼を得たい(41.5%)」等、外部に対する信用力の向上に関するものが多い。また、「金融機関の会計参与設置会社向け融資を利用したい」は4.1%と低い、会計参与向け融資商品を提供している金融機関が現時点では少ないことも一因と考えられる。

2.調査結果 ~ 各制度の認知・導入状況 ~

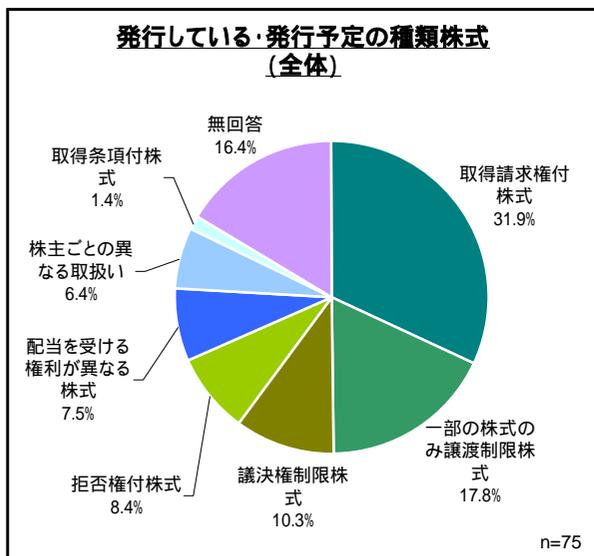
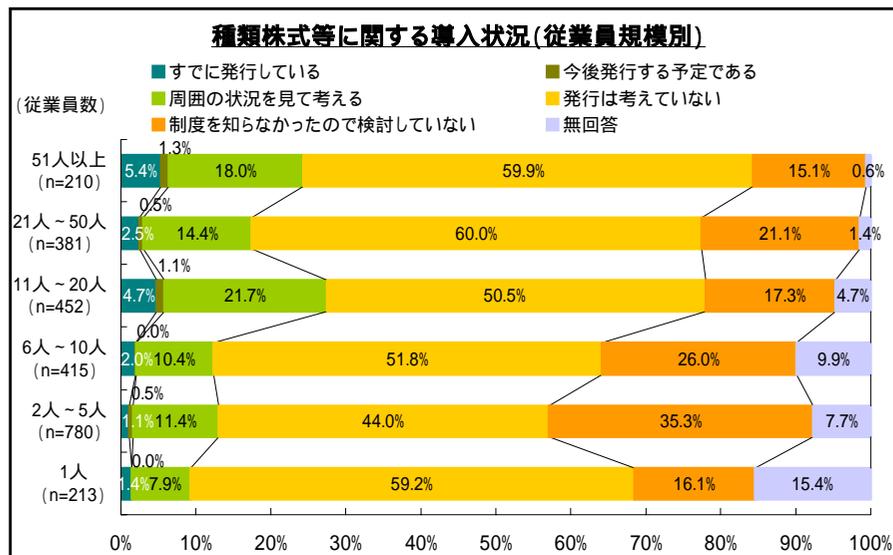
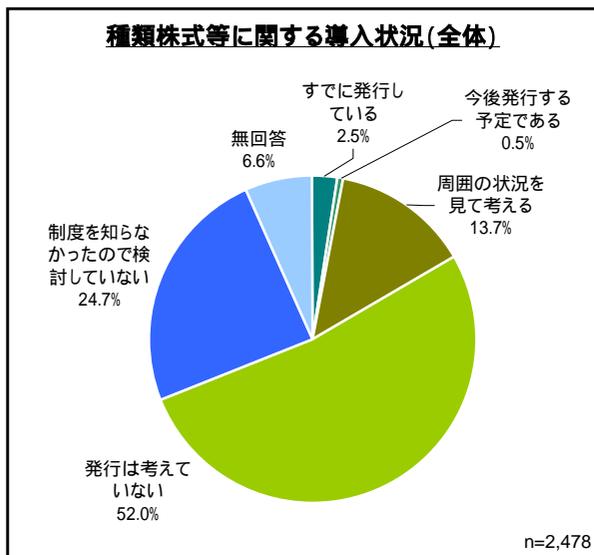
会計参与の設置・非設置



- 資本金規模別に見ると(グラフ左)、会計参与を設置済み・今後設置予定と回答した企業の比率は、資本金300万円以下の企業が16.1%と高いが、信用力の低さを会計参与の導入によって補おうとしていると考えられる。
- 業歴別に見ると(グラフ右)、会計参与を設置済み・今後設置予定と回答した企業の比率は、5年未満の企業が9.8%と最も高く、ベンチャー企業等の新しい企業に導入意向が強いことがうかがわれる。
- なお、ヒアリング調査では、会計参与の設置が進まない理由の一つとして、公認会計士・税理士が就任に対して消極的であることの意見があった。その理由としては、会計参与が負うべきリスクが高く、責任と報酬のバランスが取れていないこと等が挙げられており、今後、会計参与の普及にあたっては、これら就任者側の問題も解決することが必要と考えられる。

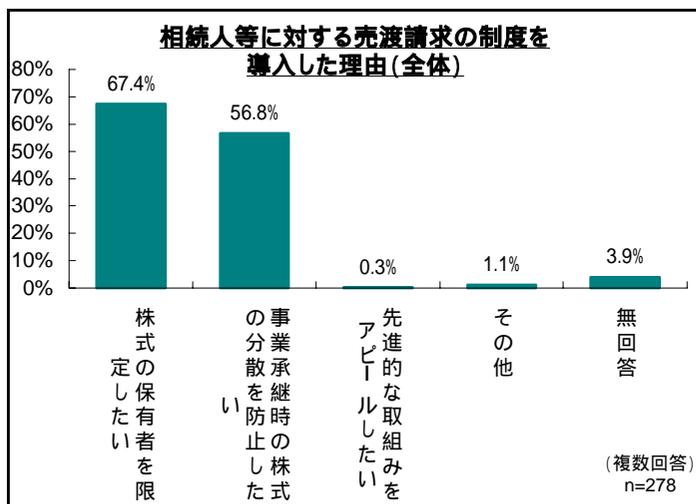
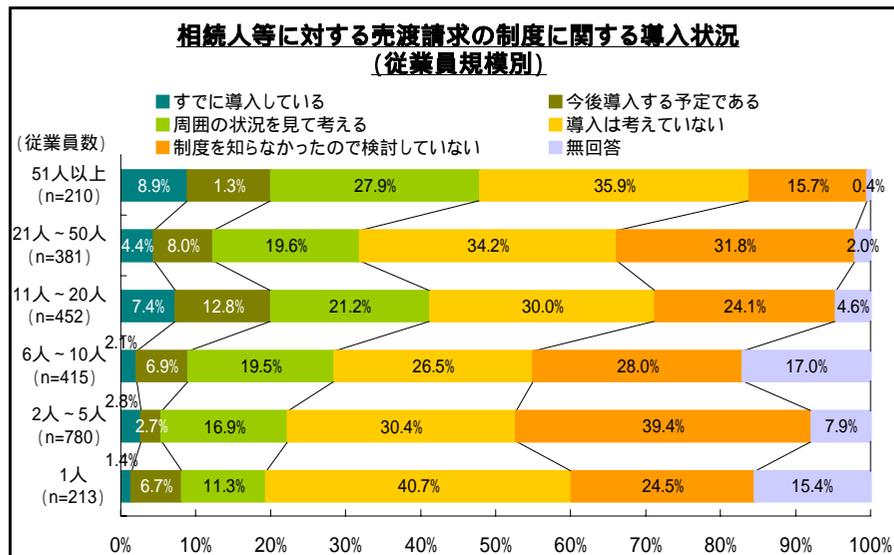
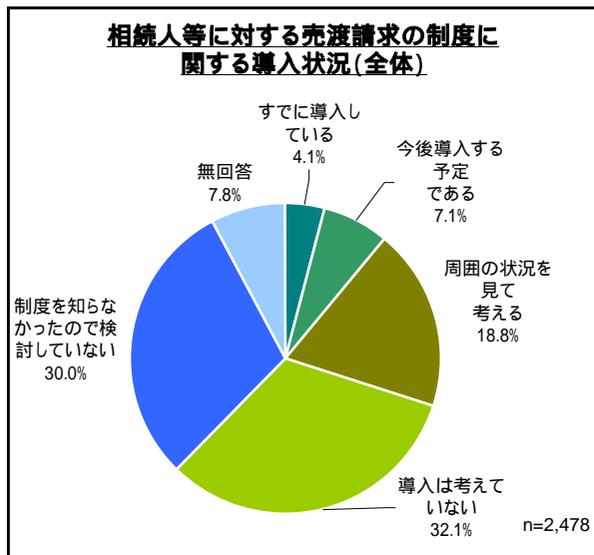
2.調査結果 ~ 各制度の認知・導入状況 ~

種類株式等の導入状況



- 種類株式等に関する導入状況について(グラフ左上)、発行済み(2.5%)・今後発行予定(0.5%)の合計が3.0%にとどまる一方、「発行は考えていない」企業は52.0%。
- 「制度を知らなかったため検討していない」企業の比率は24.7%と他の制度に比べて高い。
- 従業員規模別では(グラフ右上)、「発行・発行予定」と回答する比率は規模の大きい企業の方が若干高い傾向がある。
- 発行・発行予定の種類株式の内容は(グラフ左下)、「取得請求権付株式(31.9%)」の比率が最も高く、次いで、「一部の株式のみ譲渡制限株式(17.8%)」、「議決権制限株式(10.3%)」の順となっている。

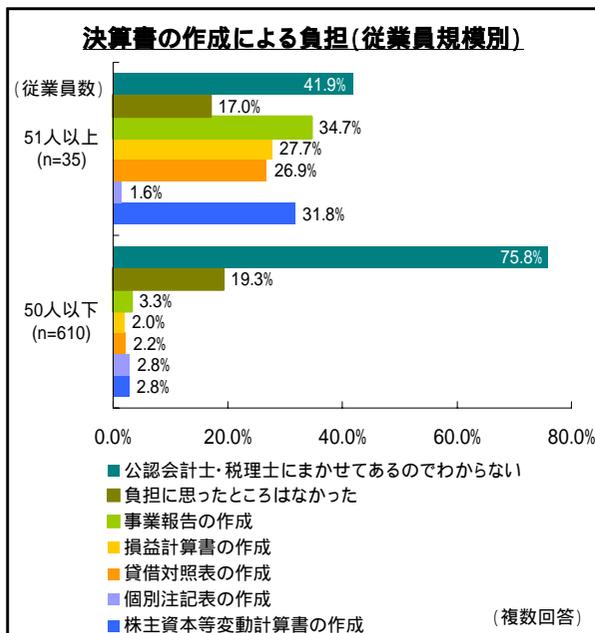
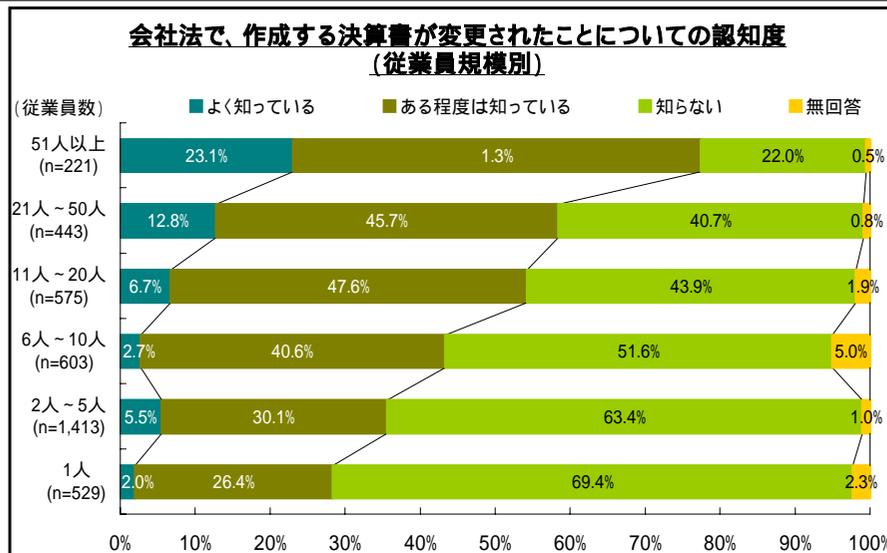
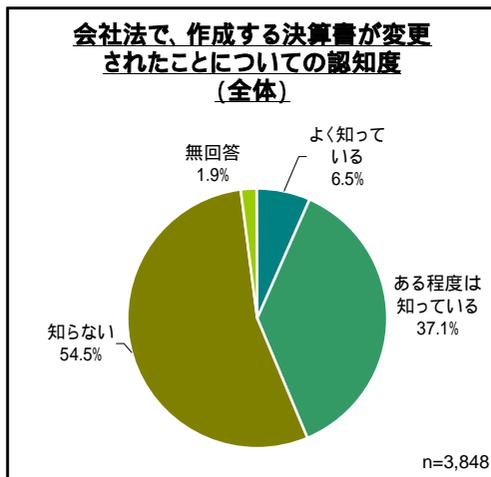
相続人等に対する売渡請求の導入状況



- 相続人等に対する売渡請求の制度に関する導入状況について(グラフ左上)、導入済み(4.1%)・今後導入予定(7.1%)の合計は11.2%。一方、「導入は考えていない」とする比率は32.1%。
- 「制度を知らなかったため検討していない」比率は30.0%と他の制度に比べて高い。また、「周囲の状況を見て考える」比率が18.8%。
- 従業員規模別に見ると(グラフ右上)、規模が大きい企業の方が導入比率が高い。規模が大きい企業は非同族企業の割合が高いため、同族企業以上に株式の分散対策が重要であること等が背景にあると考えられる。
- 相続人等に対する売渡請求の制度を導入した理由としては(グラフ左下)、「株式の保有者を限定したい(67.4%)」、「事業承継時の株式の分散を防止したい(56.8%)」とする比率が突出して高い。

2.調査結果 ~ 各制度の認知・導入状況 ~

決算書に関する変更



- 会社法により、作成する決算書が変更されたことについての認知度は(グラフ左上)、「よく知っている(6.5%)」、「ある程度は知っている(37.1%)」を合わせると43.6%。一方、「知らない」と回答した企業は約半数の54.5%であり、知っている企業を上回る結果となった。
- 従業員規模別に認知度を見ると(グラフ右上)、「知らない」との回答比率は規模の小さい企業ほど高い。一方、「よく知っている」との回答比率は規模の大きい企業ほど高い。
- また、従業員規模別に決算書の作成の負担について見ると(グラフ左下)、従業員50人以下の企業では、「公認会計士・税理士にまかせてあるのでわからない」と回答する比率が75.8%と圧倒的に高く、個別の決算書作成に関して負担を感じている比率は低い。
- 他方、従業員51人以上の企業では、「公認会計士・税理士にまかせてあるのでわからない」と回答する比率が41.9%とやや低くなる一方、「事業報告の作成(34.7%)」、「株主資本等変動計算書の作成(31.8%)」等、個別の決算書作成に関して負担を感じている比率が高くなっている。